

「集団的自衛権の行使」は 憲法違反!!

だからこそ、安倍政権は「憲法の解釈」を変え
「集団的自衛権」を実行できるよう準備しています。



憲法って何？

憲法は、時の権力者が暴走しないように縛るためのもの、
人々の基本的人権や平和を守るためにあるもの（立憲主義）。

憲法とは、国の基本となる「おきて」、法律や命令で変更できない国の最高法規です。

今まさに政府は暴走を続け、人々の盾となる「憲法」が「邪魔」だからと、「解釈を変えて」
その効力を「無効」にしようとしています。



集団的自衛権って何？

自衛権（国連憲章 51 条）には、「個別的自衛権」と「集団的自衛権」の二種類あります。

「個別的自衛権」

外国から攻撃された場合、それを排除するため
に、武力行使をする。

個人で言えば「正当防衛」と同じ理屈。
自衛隊が存在する根拠でもある。

「集団的自衛権」

日本は武力攻撃を受けていないが、
密接な関係国の為に戦う権利。

個人でいえば売られていないケンカをわざわざ
買いに行く行為。

わが国は、吉田茂 内閣以降、60 年以上「個別的自衛権」でのみ対応するという方針を貫いてきました。
日本には太平洋戦争からの反省と平和憲法があり「集団的自衛権」には踏み込まない、と世界からも理解され
ています。

たまたま権力を握った「時の権力者」が一夜にして、今までの議論を無視、暴走をしていい訳がありません。
憲法改正の国会発議・国民投票、日米安保改定など一切を飛ばして、内閣のお友達だけで「憲法」の「解釈」
を拡げ、「集団的自衛権」に踏み込む行為は明らかに憲法違反。
どうしても「集団的自衛権」を行使したいのであれば、正当な手続きを踏むべきです。



〇〇が戦争仕掛けてきたらどうするの？

他国が日本に戦争を仕掛けてきた場合は、個別的自衛権で対処できます。そもそも国連憲章第 2
条 4 項で戦争は禁止されています。国際法を無視して世界から孤立し、経済や武力を含む「制裁」
を加えられるリスクを犯してまで、威嚇ではなく「戦争」を仕掛ける国があるのでしょうか？そんな事があ
れば、世界は黙っていません。



戦争の口実 → 「集団的自衛権の行使」

確かに第二次大戦後も戦争は続いています。しかし、そのほとんどが「集団的自衛権の行使」を
口実として行われています。自らが攻撃されていなくても、「密接な関係がある他国を助けるため」、
「安全保障環境を改善するため」という大義名分で行使されています。